「令和９年度熱海市育英事業奨学金」募集要項
（特定資格取得型・貸与返還型）

１　募集要件

(1)　特定資格取得型

下記「２．出願資格」のうち（１）～（４）の条件を満すもので、幼稚園教諭、保育士、保健師もしくは看護師の資格の取得を目指し、かつ、卒業後に熱海市内においてその資格を活かして従事することを希望しているもの。

※特定資格取得型とは、熱海市育英事業条例に規定する「特定職種型奨学金」のことをいう。

(2)　貸与返還型

下記「２．出願資格」のうち（１）～（６）すべての条件を満たすもの。

２　出願資格

(1) 申請者の父母（又は家計支持者）が熱海市内に住所を有する者であること。

(2) 高等学校、高等専門学校又は大学（これらに準ずるものとして市長が認める教育施設を含む。）に在学又は進学を希望している学生生徒であること。

(3) 提出する成績証明書等の全教科の評定平均が、進学先が高校級（高等専門学校３年生以下含む）で原則３．０以上、大学級（高等専門学校４年生以上含む）で原則３．３以上であること。

(4) 市税に未納がないこと。

(5) 経済的理由により修学困難な者であること。

(6) 令和７年中(Ｒ７．１～Ｒ７．１２)の父母（又は家計支持者）の所得合計が（※）基準所得額以下であること。

（※）基準所得額

扶養する子どもの人数	所得額（父母等の所得合計）
１人	３００万円
２人	４００万円
３人	５００万円
４人	６００万円

給与収入のみの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」と比較してください。
確定申告をした方は申告書の「所得金額（合計）」と比較してください。
課税証明書を取得した方は、合計所得金額と比較してください。

※所得が基準を超える場合でも、世帯内に要介護者（要介護３以上）・障がい者（２級以上）・６ヶ月以上の長期療養により医療費が高額となる者がいる場合、所得額から１００万円を差し引き基準所得額以下であれば出願可能。

※要介護者は介護保険被保険者証の写し、障がい者は障害者手帳の写し、長期療養者は直近の病院の領収書のコピー（６ヵ月分程度）を提出。

３　採用人数

特定資格取得型	２人
貸与返還型	５人程度

４　出願期間

令和８年１２月１日（火）から令和９年１月２９日（金）まで

５　提出先

熱海市中央町１番１号　熱海市役所　第３庁舎１階

熱海市教育委員会　学校教育課総務管理室　ＴＥＬ：０５５７－８６－６５６６

※提出は、本人又は保護者が直接窓口に提出してください。

６　奨学金の貸与月額・貸与期間等

【月額奨学金・入学一時金の額】

区　　分	月額奨学金	※入学一時金
高等学校等	１０，０００円以内	１５万円以内
高等専門学校	２０，０００円以内	１５万円以内
大学（短大、大学院を含む）及び専修学校の専門課程	４５，０００円以内	５０万円以内

※入学一時金のみの貸与は不可

【貸与期間】

貸与期間は、その学校の正規の修業期間を限度とする。ただし、在学の中途から貸与を受けた場合は貸与を受けたときから修了または卒業までの学校の正規の修業期間とする。

（他の奨学金との併用可能）

7　提出書類　様式は熱海市ホームページ又は学校教育課・各支所の窓口で取得できます。
熱海市HPトップページ→「子育て・教育」→「手当・助成」→「熱海市育英事業奨学金」

提出書類	書類取得場所	備考
奨学金貸与申請書 （様式第１号）	学校教育課･各支所･ホームページ	学校長の印を押印
奨学生推薦調書 （様式第２号）	学校教育課･各支所･ホームページ	学校が記入し学校長の印を押印
健康診断書	学校教育課･各支所･ホームページ	様式に学校が証明
成績証明書	在学校・出身校	学校所定のもの。調査書でも可。 **※特定資格取得型の場合は、毎学年末提出が必要。**
住民票※	市役所市民生活課・各支所 コンビニ（マルチコピー機）	本人・父・母・連帯保証人 同一世帯の場合は、1枚での提出可 （本籍・続柄記載ありのもの）
印鑑証明書※	市役所市民生活課・各支所 コンビニ（マルチコピー機）	連帯保証人分（保護者と保証人）
令和８年度市県民税課税証明書※	市役所税務課・各支所	父・母・連帯保証人分 父母がいない場合は代わって家計を支えている人
納税証明書（未納なし証明可）※	市役所税務課・各支所	連帯保証人分（保護者と保証人） 税目：市県民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税

申請内容により、戸籍謄本（抄本）の提出を求める場合があります。
※各種証明書は、申請書提出の日から３カ月以内に発行されたものとする。

8　奨 学 生 の 採 否 の 決 定

(1) 提出書類により、奨学生としての資格を十分調査し、熱海市奨学選考委員会にはかり採否を決定する。

(2) 採否の内定通知は２月下旬に通知し、決定通知は令和９年３月２５日（木）までに通知する。

(3) 奨学生の決定を受けた者は、決定通知を受けた日から１０日以内に奨学金借用証書を教育委員会に提出する。

9　送金（貸与月）

送金日は下記のとおりとし、奨学生は学校経由で受取った送金仕訳書に受領印を押印し、教育委員会に提出する。

一学期分（4～8月分及び入学一時金）	４月２５日
二学期分（9月～12月分）	９月２５日
三学期分（1～3月分）	１月２５日

※金融機関が休業日の場合は翌営業日に送金

※入学一時金が入学前に準備金として必要な方は、手続きにより事前に受け取ることもできますので、あらかじめご相談ください。

10 奨 学 金 の 返 還

	特定資格取得型	貸与返還型
返還開始	卒業した日の翌月から開始	卒業後１年据置期間後から開始
返還期間	貸与期間の２倍の期間。ただし、貸与期間が２年以下の場合は、返還期間を５年とする。	
返還方法	市が郵送する納入通知書にて指定金融機関窓口で返還 年賦・・・年１回毎年３月に返還（３月２５日納入期限） 半年賦・・年２回毎年８月と３月に返還（８月２５日と３月２５日納入期限） （年賦・半年賦での支払が難しい場合、ご相談により月賦なども可能）	
延滞金	返還を延滞したときは、延滞金特例基準割合に１％を加算した割合の延滞利子を徴収する（上限年7.3%）	
その他	貸与を受けた本人が返還しない場合は、連帯保証人にも返還を求める	

11 返 還 金 の 猶 予

(1) 病気その他特別の理由のため返還が困難な者には、一定期間その返還を猶予する。

(2) 貸与された者がさらに上級の学校に進学する場合は、その在学期間返還を猶予する。

12 返 還 金 の 免 除（免除申請書の提出が必要）

(1) 特定資格取得型

熱海市内の幼稚園、認定こども園もしくは保育所において、幼稚園教諭、保育教諭もしくは保育士として従事する間、または、熱海市内の医療施設において保健師もしくは看護師として従事する間は、当該期間に係る返還金の返還を免除することができる。（ただし、行政保健師及び行政看護師は除く。）

(2) 貸与返還型

奨学金の貸与を受けた者が卒業後１年以内(特別の事情がある場合は、２年以内)に熱海市に住所を有し、５年を経過したときは、返還金の２分の１に相当する額の返還を免除することができる。

13 奨 学 金 の 停 止

(1) 死亡したとき。

(2) 病気などのため修学の見込みがないとき。

(3) 学業成績が不良となったとき。

(4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

(5) その他奨学生として適当でないと教育委員会が認めたとき。